

V. 補てん

1. 補てん単価・金額の算出

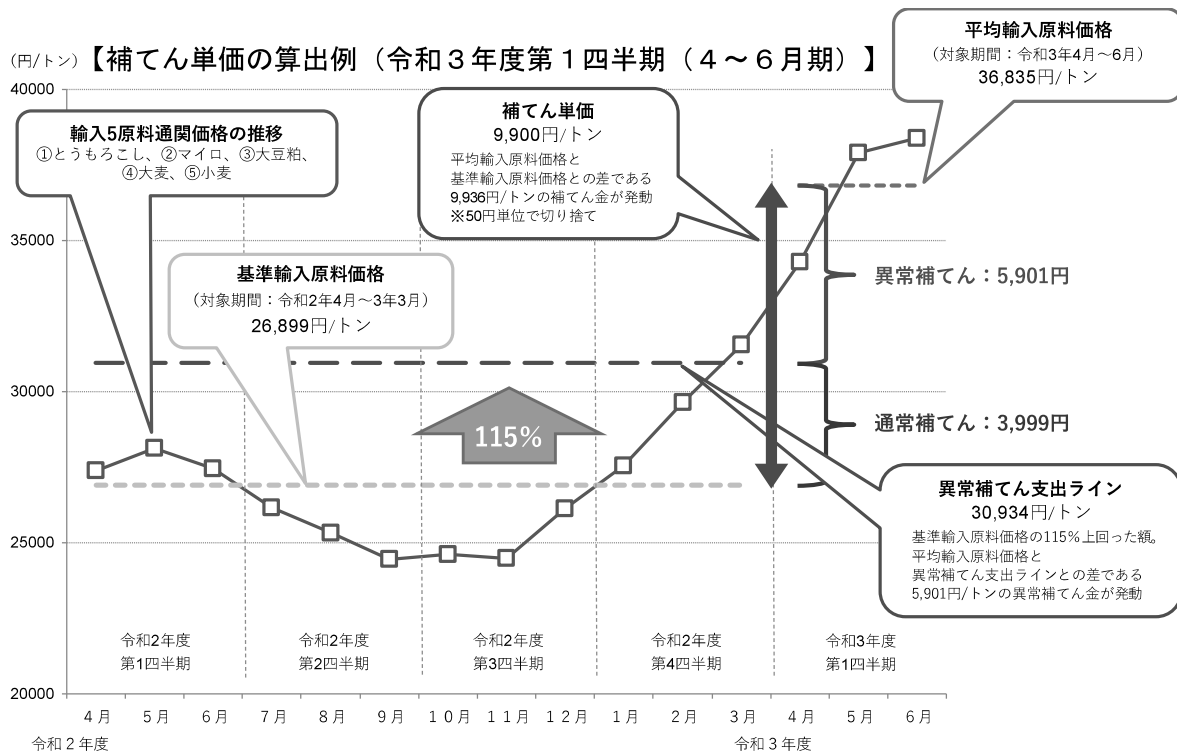
Q V-1 補てん金はどのような場合に交付されるのですか

A：(1) 補てん金の交付については、輸入原料価格の上昇の度合いに応じて

- ア. 通常補てん金のみが交付される場合
- イ. 異常補てん金の交付が伴う場合があります。

通常補てん金は、輸入5原料（とうもろこし・マイロ・大豆粕・大麦・小麦）の1ヶ月前（4～6月期であれば3～5月）の通関価格を当該四半期の飼料工場の原料使用量で加重平均した「平均輸入原料価格」と、同様にして直前1年間の平均を求めた「基準輸入原料価格」との差額が補てん単価の上限となり、評議員会の意見を聴き、かつ、理事会の議決により決定されます。

- (2) 異常補てん金が交付される場合の通常補てん単価は、上記の補てん単価から異常補てん単価を差し引いた額となります。
- (3) 平均輸入原料価格と基準輸入原料価格との差が250円未満となった場合は、財源の有効活用や効率的な基金業務を行う観点から、補てんは実施されません（平成26年度第3回理事会決議）。
- (4) 補てん単価は50円刻み（50円未満切り捨て）です。



Q V-2 補てんがおこなわれる場合の補てん対象数量とは何ですか

A： 補てん対象数量は、補てん対象四半期の加入生産者の契約数量と購入数量のいずれか低い数量のことです。これに補てん単価をかけたものが補てん金額となります（1円未満の端数は切り捨てとなります）。

Q V-3 補てん金算出に用いられる通関価格や原料使用量のデータ元は何ですか

A： 通関価格は、財務省が公表している「貿易統計」の当該月の1ヶ月前の数値（速報値）を用い、各月の原料使用量は当該四半期末日の翌月に公益社団法人配合飼料供給安定機構が報告する数値を用います。

また、通関価格については、毎年3月に前年1月分から12月分の速報値を確々報値に置き換え、更に11月にこの確々報値を確定値に置き換えます。原料使用量についても毎年8月に前年度分の使用量が再報告されるためそちらに置き換えます。

Q V-4 輸入原料のうち、なぜこの5原料を用いるのですか

A： 配合飼料に占める輸入原料は多岐にわたっているため、全原料を基準に採用すると算定に係る事務が膨大となり、補てん金の支払い時期にも影響が及ぶことから、配合飼料全体に占める割合が7割程度となる5原料（とうもろこし・マイロ・大豆粕・大麦・小麦）を基準として算出します。

Q V-5 異常補てん金はどのような場合に交付されるのですか

A： 異常補てん金の発動要件は、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の輸入原料価格の115%を上回っている場合に、115%を超える上昇幅の範囲内において、畜産経営の動向、畜産物の需給事情、配合飼料価格水準の推移その他の事情を考慮して、飼料機構の理事会の議決を経たのち、農林水産省の承認を得て決定されます。

Q V-6 なぜ異常補てんの発動要件を直前1年間の輸入原料価格の「115%以上の値上がり」としたのですか

A： 制度発足時において、輸入原料の価格の直前1年間の平均価格に対する変動率を正規分布とみなし、「異常な値上がりの幅」を、標準偏差を超えた場合としました。この場合、「異常な値上がりの幅」は変動係数（標準偏差÷平均値）で計算されます。

制度発足直前8年間（昭和41～48年）について計算すると、変動係数は14.3%であったことから、これを基に115%の要件が設定されました。

長期的にみると、現在もこの値はほぼ変わっていません。

Q V-7 異常補てんの特例基準とは何ですか

A： 上記の条件で異常補てんが発動されない場合で、当該四半期の輸入原料価格（平均輸入原料価格）が当該四半期の1年半前から半年前までの1年間の平均価格（特例基準輸入原料価格）を123.3%以上上回っている場合に、123.3%を超える上昇幅の範囲でかつ当該四半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の3分の1を上限として決定されます。

Q V-8 なぜ異常補てんに特例基準を設定したのですか

A： 直前1年間の平均と比較する発動基準のみだと、輸入原料価格の急騰後は異常補てんが出にくくなり、通常補てんへの財源負担が大きくなる傾向があるため、平成26年度より、新たに特例基準を設け、急騰後に異常補てんが発動しやすくなる仕組みにすることにより、通常補てんの財源負担を軽減するよう見直しました。

Q V-9 なぜ特例による異常補てんは、当該四半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の1/3までとしたのですか

A： これまでの異常補てんの発動実績（平均）をみると、異常補てんの発動額は、当該四半期の直前1年間の輸入原料価格を超える額の1/3弱だったことからです。

Q V-10 特例による異常補てんの発動基準はどうして123.3%にしたのですか

A： 年15%の上昇が1年半継続した水準を計算すると、理論的には $\sqrt{115\% \times 115\%} \approx 123.3\%$ となるためです。

Q V-11 補てん単価を算出するのに配合飼料価格ではなく輸入原料価格を用いるのはなぜですか

A： 異常補てん単価の算出には以前より輸入原料価格が用いられてきましたが、通常補てん単価については、平成25年度まではメーカーが公表する配合飼料価格の改定幅が用いられていました。しかし、畜産をめぐる厳しい環境の中、配合飼料メーカーは多様な販売形態を模索し、通常補てん制度の指標としてきた配合飼料価格改定幅の指標性が低下してきたと考えられるようになりました。そこで、平成26年度より通常補てんにおいても輸入原料価格を用いることで、通常補てんを公正・客観的な指標の下で運用されることとなりました。

Q V-12 平成26年度の基金制度の抜本見直しはなぜ行なわれたのですか

A： 平成25年度第2四半期に、業務方法書上の補てん上限額はトン当たり5,050円となったものの、これ以上の借入は困難との判断から、通常補てん単価をトン当たり2,400円とし、国がトン当たり1,325円の特別交付金を交付、全農や配合飼料メーカーが残りのトン当たり1,325円を支出しました。

このような経過から、国は平成25年12月に「配合飼料価格安定制度の見直し」を発表しました。

Q V-13 平均輸入原料価格の動きが、配合飼料価格の動きと異なるのはなぜですか

A： 平均輸入原料価格の算出には、貿易統計による通関価格を用いています。これは、補てん額を計算するための指標であり、実際の配合飼料原料の購入額とは異なります。その差の要因は、(1) 基準となる5原料以外の原料の価格変動額、(2) 原料購買時の外国為替相場と通関申告に適用される為替相場とのタイムラグ、(3) 原料の購買時期と通関価格の申告時期とのタイムラグ等が考えられます。

Q V-14 補てん単価はいつ分かりますか

A： 補てん単価の算出に必要な統計データが全て公表されるのが、当該四半期の翌月の10日頃になり、通常補てんについては、その月の下旬頃に開かれる安定基金理事会で決定されます。例えば、4～6月期の補てん単価を算出するのに必要な統計データが揃うのが7月10日頃、安定基金理事会で決定されるのが7月下旬となります。

また、異常補てんについては、通常基金の理事会開催後に飼料機構の理事会で決定されます。

Q V-15 なぜ令和5年度第1四半期より、緊急補てん制度が新設されたのですか

A： 令和5年度以降、輸入原料価格の高止まりが継続し、制度の仕組み上、補てんが急減することになり生産者の飼料コストが急増することが懸念されました。

そのため、生産者が安心して営農に取り組めるよう、一定期間に渡り連続で補てんが続いた後に輸入原料価格が高止まりする場合に、補てん反映後の飼料コストの急増を段階的に抑制し、畜産経営への影響を緩和する「新たな特例」として、緊急補てんの仕組みを制度内に創設することとなりました。

Q V-16 緊急補てんの補てん金はどのように算定され、いつ決定されますか

A： 緊急補てんは、2年連続で補てんが発動した後の四半期であって、異常補てん（特例基準によるものを除く）が発動していない場合に発動します。また、要件を満たせば、その後の連続する2四半期についても発動します。

基準輸入原料価格の算定範囲は、通常補てんと異常補てんの場合には、当該四半期に対して「直前1年」であったところ、緊急補てんが発動時の場合は「直前2.5年」に拡大することとなりました。

この際、用いるデータはこれまでの補てんと同様、輸入原料の通関価格や原料使用量とし、緊急補てんの対象となる四半期の翌月に算定し、安定基金の理事会で決定します。

Q V-17 緊急補てん制度の発動条件の根拠・理由をそれぞれ教えてください

A： それぞれの条件について下記のとおりとなります。

【2.5年について】

これまでの仕組みでは、一定期間、補てんが発動した後、輸入原料価格が高止まりすれば、補てんが急減し、生産者の実負担額が急増するおそれがありました。緊急補てんは、そのような場合でも一定期間、補てんが発動することにより、生産者への影響の激変緩和ができるよう創設されるものです。

この趣旨に沿うものとするため、算定期間については、生産者の負担の急増を軽減するのに十分な補てん水準となるよう、補てんが発動が継続している2年に加えて、価格高騰（通常補てん及び異常補てんが発動）前の半年を含めた2.5年とされました。

【上限3/4について】

緊急補てんは、一定期間に渡り連続で補てんが続いた後に輸入原料価格が高止まりする場合に、補てん反映後の飼料コストの急増を段階的に抑制する激変緩和を目的にしたものです。仮に上限を設定しなかった場合、前四半期よりも補てん単価が上昇する等、段階的な抑制とならないことも想定されるほか、積立負担が際限なく増加するおそれがあります。

そのため、過去の高騰局面も参考に、飼料コストの急増を段階的に抑制しつつ、生産者の負担軽減に十分な補てん水準となるよう算定期間を2.5年に延長しつつ、総補てん単価の上限については前四半期の3/4と設定されました。

【2年連続について】

これまでの補てんの発動状況を見ると2年以上連続するケースは少なく、これまで制度が運営されてきた中でも稀な局面であると言えます。2年連続で補填が発動する状況は、畜産経営に、それまでにない程に負担が蓄積していると考えられます。

そのような中で補てん金の交付額が急減することは経営継続に甚大な影響を与えるおそれがあることから、緊急補てんの発動の判断基準は2年とされました。

【負担割合について】

緊急補てんは、生産者と飼料メーカーがそれぞれ原則1:2の割合で積立を行う配合飼料価格安定制度の通常補てんの仕組みや、国と飼料メーカーの負担割合が同水準である異常補てん基金の仕組みを参考にして、国の負担は2/5とされております。

【3四半期連続について】

緊急補てんを永続的に行っていくことは莫大な補てん財源を要することから難しいものと考えております。

このため、2年間連続の補填期間の後に行う緊急補てんの発動期間については、わが国における代表的な穀物の輸入元国である米国のとうもろこしのクロップサイクル等も考慮し、相場の変動が激しくなる第1四半期から第3四半期を念頭に、3四半期としました。

【発動の判断基準である前四半期の90%以上であることについて】

緊急補てんは、輸入原料価格の高止まり時の補てん額の減少に対する激変緩和措置です。飼料穀物価格の下落時には、配合飼料の価格も同調して下落し、生産者の実負担も低減されます。

このことから、これまでの価格高止まり後の価格低落の例も考慮し、「平均輸入原料価

格が前四半期に対し90%以上」を基準として設定の上、これを下回る場合は価格下落局面と判断し、緊急補てんの発動が行われなかったこととなりました。

Q V-18 通常財源の借入金が増えると生き残った生産者の返済負担が重くなるのではないのでしょうか

A： 通常補てん基金の財源は、度重なる補てんの発動により借入金が生じている一方、輸入原料価格は引き続き高止まりしており、制度の補てんが行われなくなれば、多くの生産者の飼料費の負担が急増し、廃業が増加するおそれがあります。

緊急補てんによる支援は、多くの生産者の経営継続につながるため、結果としてより多くの生産者に借入金の返済を負担していただけることにつながります。

今回、通常補てん基金に新たな借入金が生じることとなりますが、今後毎四半期に行われる積立金の財源も活用することによって借入を抑制することとしており、生産者の経営を支援していきたいと考えています。

2. 出荷実績の報告

〈事務処理要領〉 第6章 補てん金の交付

1. 出荷実績数量の報告

加入生産者別の補てん金額の算定は、各四半期の契約数量を限度として、出荷数量にトン当たり補てん額を乗じて行う。

単協等は、下記の期限までに、加入生産者別に集計した当該四半期の配合飼料出荷実績を安定基金システムに入力する。

システム入力後、出荷報告書を印刷し、担当者印・経理等印・所属長印を押印し、各年度終了後10年間保存する。

| | 第1四半期分 | 第2四半期分 | 第3四半期分 | 第4四半期分 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| システム入力期限 | 7月28日 | 10月28日 | 1月28日 | 4月27日 |

期限が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日あるいは前日に繰り上げる。

(1) 出荷実績集計における留意点

- ア. 入力する数量は、当該単協等の販売伝票等を用いて加入生産者別の購入数量を集計し、出荷元のくみあい配合飼料会社（工場）または2号会員から入手した出荷数量データにより確認する。
- イ. 集計は加入生産者別に行うこと。単協全体や部会等のグループで行うことはできない。
- ウ. 対象とする配合飼料は業務方法書第3条による。なお、糖蜜飼料、養魚飼料は対象としない。
- エ. 複数の畜種飼養者における補てん対象数量は、畜種別購入数量の合計とし、畜種別の契約数量の合計を超えないものとする。
- オ. 対象品目の確認に当たっては、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）に基づき製品に表示される原材料名及び原材料の区分別配合割合による。
- カ. 1号及び2号会員又は指定飼料会社は対象外銘柄一覧表を作成し、毎年12月末までに基金及び単協等に提出する。期中での対象外銘柄の追加は、都度報告する。
- キ. 出荷数量の切り上げや、架空の数値を集計してはならない。
- ク. 月別・加入生産者別配合飼料集計表を作成し、毎月都度集計しておくことが望ましい。
- ケ. 補てん対象四半期の飼料かどうかの判断は、原則として補てん対象配合飼料を畜産経営者へ出荷した日とする。なお、補てんの有無に応じて購入日基準と出荷日基準を変更してはならない。
- コ. 加入生産者別に、販売（出荷）年月日、銘柄、数量をとりまとめた台帳等を月ごとに作成し、事務所等に備え付ける。

(2) 補てん交付額の算定

- ア. 加入生産者別に、当該四半期の総契約数量と報告された総購入数量を比較し、いずれか低い数値にトン当たり補てん額を乗じて算出する。
- イ. 農場所在地が複数の農協にまたがる加入生産者については、契約数量・出荷実績ともに各農場の数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。
- ウ. 異常補てんが行われるときは、補てん金額合計から異常補てん金額を差し引き、残額を通常補てん金額とする。
- エ. 端数は加入生産者ごとに円未満切り捨てとする。
- オ. 年度途中で複数の加入生産者が経営を統合したことを、経営の譲渡契約書や関係法人の謄本等により確認できる場合、補てん金の対象四半期の契約数量・出荷実績ともに統合前の生産者の農場の対象数量を合算して総契約数量と総購入数量を算出する。

(3) 出荷実績数量報告書類の保存

出荷実績数量報告書類は、各年度終了後、10年間保存すること。

4. 出荷実績報告における過小報告、過大報告の処理

- (1) 過小報告に気づいたとき、単協等は交付金受領後30日以内に、2号会員等を通じて基金に追加請求を行う。
- (2) 過大報告を行ったことにより返還の必要が生じたときは、単協等はその都度2号会員等を通じて速やかに基金に補てん交付金を返還する。

〈事務処理要領〉 第9章 TMR飼料

1. くみあい配合飼料工場で製造するTMR飼料

- (1) くみあい配合飼料工場から出荷された時点で、業務方法書第3条に規定する「穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなり、これらの4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料（ただし、これらの4区分に属する原材料が3種類以下となっている飼料と乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く）」を補てんの対象とする。
- (2) (1)の要件を満たさない（4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%未満の）TMR飼料について、TMR飼料に通常の配合飼料を基礎配として配合する場合は、基礎配部分のみを補てん対象とする。
- (3) くみあい配合飼料工場が製造時に加水したTMR飼料については、加水部分は対象外とする。
- (4) (2)・(3)前2項のTMR飼料について、2号会員・指定飼料会社は安定基金対象割合を単協に通知し、補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は通知された安定基金対象割合を乗じた数量とする。

2. くみあい配合飼料工場以外の場所において、くみあい配合飼料工場から出荷された配合飼料に乾草、ビートパルプその他の原材料を混合して製造されたTMR飼料及び混合飼料

- (1) 前項(1)の要件を満たす配合飼料部分のみを価格差補てん事業の対象とし、単協等は2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社から当該飼料の供給を受けていない場合は当該飼料製造者から）、当該飼料における安定基金対象割合を入手する。
- (2) 補てん金の交付を受ける際に単協等が報告する配合飼料出荷実績は、2号会員・指定飼料会社から（2号会員・指定飼料会社から当該飼料の供給を受けていない場合は当該飼料製造者から）入手した安定基金対象割合を乗じた数量とする。

Q V-19 補てん金が発動する場合の、出荷実績報告のシステム入力はどうのようにすればよいですか

A： 当該四半期終了後、出荷伝票等をもとに、各JAにて、生産者・月別の補てん対象飼料の出荷実績数量をシステムに入力してください。出荷実績数量の最小単位は、1kg単

位までです。入力方法については、P 87～の操作マニュアルをご覧ください。

また、システム入力後、出荷実績報告書（P 168）を出力し、所定の欄に担当者印・経理等印・所属長印を押印の上、10年間保存してください（経理等印は出荷実績を管理するシステムや経理の担当者が押印してください）。

Q V-20 出荷実績のシステム入力期間はいつですか

A： 以下の期間中に入力してください（期限が土日祝日に当たるときは繰り上げ）。

| 対象時期 | システム入力期間 |
|---------|-----------|
| 4～6月期 | 7月1日～28日 |
| 7～9月期 | 10月1日～28日 |
| 10～12月期 | 1月4日～28日 |
| 1～3月期 | 4月1日～27日 |

なお、入力期限内であれば一旦登録したものであってもシステム上で修正が可能です。

Q V-21 TMRの出荷実績報告はどのようにすればよいですか

A： TMR購入数量に安定基金対象割合をかけたものが、対象となります。P 167の「TMRの安定基金出荷実績報告に関する確認表」等を活用し、適正に行ってください。（作成した確認表等は、出荷実績報告書に添付して保管してください。）

安定基金対象割合は、くみあい配合飼料工場で製造されたTMRについては加水部分をのぞく割合、くみあい配合飼料工場以外で製造されたTMRについては、基礎配合飼料の割合であり、県連やくみあい飼料等からJAに通知されることになっています。

TMR購入数量に安定基金対象割合をかけた結果、kg未満の端数が生じた場合は、切り捨ててください。たとえば、

$$\text{TMR購入数量 } 65 \text{ kg} \times \text{安定基金対象割合 } 50\% = 32.5 \text{ kg}$$

$$\text{kg 未満を切り捨て} \rightarrow 32 \text{ kg}$$

となります。システム入力はトン単位なので、0.032となります。

Q V-22 契約した畜種以外の出荷実績を含めて報告してもよいですか

A： 対象数量は、契約のある畜種の飼料のみとするように指導がなされています。ただし、乳牛の一貫経営で、肉牛の飼料を使う場合などを想定し、肉牛か乳牛のいずれかの契約があれば、いずれの畜種の飼料も対象とすることができます。同様に、育すうと成鶏についても、いずれかの契約があれば、いずれの畜種の飼料も対象とすることができます。

Q V-23 生産者で複数の畜種の契約がある場合、出荷実績調整ができますか

A： 畜種別の出荷実績を入力すると、システムで自動的に調整を行います（出荷実績が契約数量を上回った畜種を、他の畜種で契約数量が余っている部分に加算し、補てんが出るようにします）。農協においては、どのような調整が行われたか、確認してください。

Q V-24 併用生産者が基金間移動で転入した場合の出荷実績報告はどのようにするのですか

A： 前年、あるいは当年度に全農系基金の加入があり、基金間移動によって他基金契約を全農基金へ転入した場合、生産者は従来の基金契約と基金間移動転入時の基金契約の2つの契約をもつこととなりますが、この場合も、複数畜種の契約者と同様、システムで自動的に調整を行います。農協においては、重複して入力しないよう注意してください。なお、次年度は1本の契約にまとめてください。

Q V-25 広域生産者など、同一名義の加入者が複数の農協と基金契約している場合、数量契約と出荷実績の合算は可能ですか

A： 同一の経営者が広域で事業を展開しており、商流が別れているだけなので合算できます。県連や飼料会社より調整結果が連絡されますので、出荷実績が契約数量を上回った農協は、P 1 7 6の文書を作成のうえ、調整先の農協に発信してください。この文書を受けた農協は出荷実績の追加入力を行ってください。文書は両農協において出荷報告書に添付して保管してください。ただし、代表者が同じでも別法人のグループ会社との契約数量や出荷実績を合算することはできません。

Q V-26 四半期の出荷数量が0(ゼロ)の生産者があった場合はどのように入力するのですか

A : そのような場合も含め、出荷実績がない月については必ず0(ゼロ)を入力してください。未入力ですと、農協単位で実績報告が終了していない扱いとなりますのでご協力ください。

Q V-27 出荷実績報告時に注意すべき点について、どのようにチェックすればよいですか

A : P183の「補てん金交付に関する事務チェックリスト」をご活用ください。ミスの大半は、出荷報告数量の集計ミス、基金対象外銘柄を集計、対象四半期以外の出荷日分を集計(期ずれ)、袋物の集計ミスが占めますので、特に注意してください。

Q V-28 システム入力期限以降に出荷実績の間違いがわかった場合はどうすればよいですか

A : 入力期限後はデータ修正が行えませんが、一旦、登録された内容に基づき補てん金が交付されます。農協においては、間違いと分かっていたとしても、全農・県連より交付された金額をそのまま生産者に交付してください。

その後、P177~180の様式を用いて、県連・くみあい飼料を通じて、全農に申請してください。補てんのあった月の翌月15日までに全農本所に提出されるようお願いいたします。補てん金が過小であった金額について追加補てんを行います。追加補てんを行った場合は、交付後、補てん金交付報告書の提出をお願いいたします。

また、出荷実績が過大に報告された場合、補てん金の返還が必要となりますので、上記追加補てんの手続きと同時に処理するか、それ以降であっても間違いに気づいた時点で速やかに返納を行ってください。

3. 補てん金の交付

〈事務処理要領〉 第6章 補てん金の交付

2. 補てん金の交付

- (1) 1号会員は、安定基金システムにより集計した補てん金額を対象四半期最終月の翌々月8日（この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる）までに基金に請求する。
 - (2) 基金は請求に基づき、1号会員に対して対象四半期最終月の翌々月15日（この日が土曜日・日曜日・祝祭日の場合は、金曜日または前日に繰り上げる）までに補てん金を交付する。
 - (3) 交付金は受領後、次の期日内に各々の契約者に交付する。
 - ア. 1号会員：基金から受領後即日または翌日
 - イ. 2号会員：1号会員から受領後5日以内
 - ウ. 単協：2号会員等から受領後7日以内
 - (4) 補てん金は最終的に全額を加入生産者に交付する。会員や単協に滞留させてはならない。
 - (5) 補てん金交付に関する留意点
 - ア. 補てん金は現金または預金口座振込により交付する。
 - イ. 補てん金交付については、必ず加入生産者に対し、補てん金交付額、契約数量、購入実績数量及び補てん対象数量を明記した文書にて事前に通知し、誤りがないか確認する。
 - ウ. 補てん金は飼料代金と相殺したり、補てん積立金と相殺してはならない。
 - エ. 現金で交付した場合は領収証を徴収する。
- ##### 3. 交付完了報告書の提出
- 補てん金交付終了後、下記により報告する。
- (1) 報告する内容
 - ア. 補てん交付金の交付金額
 - イ. 補てん交付金の交付年月日
 - (2) 報告書の提出期限
 - ア. 単協：補てん金受領後30日以内に、2号会員（または1号会員）あて報告する。
 - イ. 2号会員等：単協からの報告を取りまとめるうえ、速やかに1号会員あて報告する。
 - ウ. 1号会員：2号会員等からの報告を取りまとめ、基金あて報告する。

Q V-29 補てん金はいつまでに交付しなければなりませんか

A： 補てん金の交付日は以下のとおりです。（土日祝日に当たる場合は繰り上げ）

| 対象時期 | 全農→県連（農協）※ | 県連→農協 | 農協→生産者 |
|---------|------------|----------------|----------------|
| 4～6月期 | 8月15日 | 県連が受領後 5日以内 | 農協が受領後 7日以内 |
| 7～9月期 | 11月15日 | | |
| 10～12月期 | 2月15日 | | |
| 1～3月期 | 5月15日 | | |

※ 県連と全農が統合した県域においては、全農から農協に直接交付される。

※ 飼料会社直対の生産者は、全農から生産者に直接交付される。

Q V-30 補てん金はどのように生産者に通知すればよいですか

A： 安定基金システムの帳票出力メニュー画面から「交付通知書」（P 170）を出力し、生産者に事前に通知してください。

Q V-31 補てん金交付報告書はいつまでに提出しなければなりませんか

A： 農協は補てん金交付終了後、補てん金交付報告書（P 171～172）を県連（県連と全農が統合した県域においては全農）に提出してください。県連は農協からの報告書を取りまとめて、県連の補てん金交付報告書（P 173～174）とともに全農に提出してください。補てんがあった月の翌月15日までに全農本所に提出されるよう、お願いします。

Q V-32 補てん金を飼料代金や積立金等と相殺することはできますか

A： できません。農協においては、全農・県連から交付された金額を、相殺や滞留させることなく、生産者に交付してください。

Q V-33 補てん金は課税対象ですか

A： 補てん金については加入生産者の収益とみなされるので課税の対象です。消費税は「保険金に準ずるもの又は国等から受ける補助金等」として、不課税扱いになります。

Q V-34 補てん金の経理処理はどうすればよいですか

A： 補てん金は生産者にとって収入になります。飼料費の減額として経理するか、飼料費の控除科目として「飼料補てん収入」を設けて経理します。

